

山口ならではのアウトドアツーリズムに係るPRツール制作業務委託仕様書

一般社団法人 山口県観光連盟

1. 業務名

山口ならではのアウトドアツーリズムに係るPRツール制作業務

2. 業務の目的

今年度から新たに展開する、山口ならではのアウトドアツーリズムの創出と推進に向けた機運醸成及び統一的なイメージによる県内外への情報発信や効果的なPRを行うための各種ツールを制作する。

山口ならではのアウトドアツーリズムとは

三方が特色ある海に開かれ、豊かな里山にも恵まれる、本県の強みである自然を活かし、アウトドア施設等を核に、宿泊、温泉、観光地、グルメ等を組み合わせ、県内周遊を促進させるツーリズムを想定。

3. 委託期間

契約締結の日から令和5年12月28日（木）まで

4. 業務の内容

(1) ロゴマークおよびキャッチフレーズ（デザイン含む）の制作

山口ならではのアウトドアツーリズムがイメージできるロゴマークおよびロゴマークに付随して一体的に使用できるキャッチフレーズ（デザイン含む）を制作すること。

<留意事項（ロゴマーク、キャッチフレーズ共通事項）>

- ・ポスターやノベルティ等、幅広い用途で利用されることを勘案すること。
- ・カラーで制作するが、モノクロ印刷時にも明瞭であるデザインとすること。
- ・商標登録可能なものであること。
- ・著作権、意匠権等の問題が生じないように配慮すること。万が一問題が生じた場合は、受託者が責任を持って対応すること。
- ・案は、未発表でオリジナル作品であること。
- ・受託者決定後、山口県観光連盟がデザインの調整を依頼することがある。
- ・校正は、2回以上行うことができるスケジュールを組むこと。

<成果物の納入>

- ・デザインデータ（A I形式・J P E G形式）にてDVDにて納入

（２）のぼり、ミニのぼりの制作

上記（１）で制作したロゴマークおよびキャッチフレーズ（以下、ロゴマーク等という。）を活用した、のぼり、ミニのぼりを制作すること。

＜規格、数量＞

○のぼり

- ・規格：サイズ 500 mm×1500mm 程度、フルカラー、防炎加工
- ・数量：200枚

○ミニのぼり

- ・規格：サイズ 100 mm×300mm 程度、フルカラー、防炎加工
- ・数量：300枚（ポール含む（ウエイト付き））

＜留意事項（ロゴマーク、キャッチフレーズ共通事項）＞

- ・校正は、2回以上行うことができるスケジュールを組むこと。

＜成果物の納入＞

- ・制作物のほか、デザインデータは（A I 形式・J P E G 形式）にてDVDにて納入

（３）ポスターの制作等

山口ならではのアウトドアツーリズムがイメージでき、下記（４）の動画の内容にもマッチするポスターの企画、制作および印刷に係るすべての業務（デザイン、写真撮影・収集、イラスト作成、色校等）を行うこと。

＜規格、数量＞

- ・規格：B 1 サイズ、フルカラー、マットコート 135kg 程度
- ・数量：300枚

＜制作方針、留意事項＞

- ・複数の写真を織り交ぜながら、山口ならではのアウトドアツーリズムをイメージでき本県観光のイメージアップに資する内容とし、ロゴマーク等を掲載すること。
- ・ポスターは、観光施設等、数多くのポスターが並んでいる場所に掲示されるため、総花的なデザインは避け、多くの人々の目を引くインパクトのあるものとする。
- ・写真・イラスト等の利用による表現方法は、特に指定しない。
- ・著作権、意匠権等の問題が生じないように配慮すること。万が一問題が生じた場合は、受託者が責任を持って対応すること。
- ・未発表でオリジナル作品であること。
- ・校正は、2回以上行うことができるスケジュールを組むこと。

＜成果物の納入＞

- ・印刷物のほか、デザインデータ（A I 形式・J P E G 形式・P D F データ（W E B 公開用に容量等を最適化したもの））はDVDにて納入
- ・ポスター制作に使用した画像データ（J P E G 形式）もDVDにて納入

（４）P R 動画の制作

山口ならではのアウトドアツーリズムをイメージし、本県観光のイメージアップにつながるP R 動画を制作すること。

＜制作本数＞

- ・長編１本（１分３０秒程度を目途）
- ・短編２本（３０秒、１５秒、いずれも長編の簡略版）

＜制作方針＞

- ・本県のアウトドアツーリズムをイメージするP R 動画であり、アウトドアアクティビティのほか、本県の自然（海、里山等）、観光地など、県内周遊をイメージした内容とすること。（エッセンスとして、温泉（足湯等）、グルメも含む。）
- ・B G M、テロップなどを効果的に入れること。

＜留意事項＞

- ・校正は、２回以上行うことができるスケジュールを組むこと。
- ・動画制作における取材先の選定は受託者と調整し、取材施設への許可などの調整業務は、原則として受託者にて行い、関係法令を遵守すること。
- ・動画は、インターネット配信（YouTube など）、テレビ、イベント時の放映等、多様な媒体で使用することを想定して制作すること。

＜成果物の納入＞

- ・上記の多様な媒体に対応可能な形式によるデータにより、DVDにて納入。

５．納品時期

以下の時期の納品を目途に、受託者と調整して決定する。

- （１）ロゴマークおよびキャッチフレーズ（デザイン含む）の制作 ９月上旬
- （２）のぼり、ミニのぼりの制作 １０月中旬
- （３）ポスターの制作 １０月中旬
- （４）P R 動画 １０月中旬

６．納入場所

一般社団法人 山口県観光連盟

（〒753-8501 山口市滝町１－１ 観光政策課内）

7. 契約に関する条件等

(1) 再委託

- ① 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等について事前に一般社団法人 山口県観光連盟（以下、「山口県観光連盟」という）に書面で提出し、承認を得ること。

なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

(2) 権利の帰属等

- ① 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て山口県観光連盟に帰属するものとする。また、成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ② 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することはできないものとする。
- ③ 受託者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- ④ 委託業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、山口県観光連盟が出願人となって費用を負担し、登録手続を行うものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

8 委託料の支払い

原則、精算払いとし、受託者は、契約期間終了後、委託業務の成果や支出の費目別内訳等を記載した業務報告書を提出し、検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求することができる。

9 委託上限額

2, 273, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

10 その他

- （1）受託者が当該業務のために準備・作成した資料は、山口県観光連盟が著作権を有し、二次使用を行う場合がある。
- （2）本業務の履行のため、山口県観光連盟が所持している写真、資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外の目的への使用や、第三者への提供はできない。
- （3）本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本仕様書に定めのないこと及びその他詳細等、本業務の履行のために必要な事項等については、必要の都度、山口県観光連盟と受託者が協議して定めるものとする。